



「東中三大行事～馨りあふれる東中～」

本校では体験活動を通じ、温かい人間関係の在り方を理解し、学級の「和」や「絆」の大切さを学ばせることを目的として「体育祭」「けやき祭」「合唱祭」の学校行事が伝統的に行われています。この行事は「東中三大行事」と呼ばれ、生徒が心躍らせて参加し、真剣に取り組み、保護者や地域の皆さんにも親しまれています。

三大行事は、体育祭を皮切りに始まります。種目は、100m走や400mリレー、ムカデリレーなどの選手種目やみんなでジャンプ（大縄跳び）や全員リレー、学年種目といったクラス単位で参加する全員種目があります。競技ごとに得点が決まっています。どのクラスも、競技優勝を目指して取り組みを行っています。五月の中旬から、朝や昼休み、さらには放課後とクラスごとに、練習を行います。その合間を縫って、趣向を凝らしたクラス旗や応援パネルを作製し、体育祭当日の一つの華となっています。

九月には、「けやき祭」と呼ばれる文化発表会が開催されます。一・二年生は、学年をいくつかのグループに分けて、三年生はクラスごとに劇やステージパフォーマンスを披露します。また、吹奏楽



学級全員による大縄跳びの様子

部や美術部、家庭科部の発表も行われます。生徒たちの迫真の演技やプロ顔負けのダンスなど、普段の教室では見られない生徒の一面を発見することができる行事になっています。

そして、三大行事の締めくくりとして十一月に開かれるのが「合唱祭」です。各クラスが課題曲と自由曲の二曲を発表します。十月の中旬から実行委員とパートリーダーを中心に練習が始まります。時間になると、教室や廊下から歌声が聞こえるようになります。そして、本番のステージでの発表は、それまでの全てを出し切ろうという生徒の気持ちが聴いている人たちに感動を与えるものになっています。

このように、本校では、これまで受け継がれてきた伝統のもと、生徒たちが、素晴らしい取り組みを続けています。



ひとり親家庭などへの支援

ひとり親家庭などの人をサポートする制度がありますので、ご利用・ご相談ください。

01 児童扶養手当

父または母と生計を同じにしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象（一定の障がいがある場合20歳未満）
※所得制限有（本人・扶養義務者・配偶者・養育者）

▶ 対象者

次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者で一定の要件に該当する場合に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父または母が死亡した子ども
- ・ 父または母に一定の障害がある子ども
- ・ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※日本国内に住所を有しない人、公的年金受給者、子どもが児童福祉施設等に入所している場合等は手当を受けることができません。

▶ 手当額 ※今年4月から変更

- 子ども1人の場合
全部支給：月額41,430円
一部支給：月額41,420円～9,780円
- 子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円
3人目以降1人につき：3,000円

⚠ 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当を受給されている人は、前年の所得等の把握と8月1日現在の受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。なお、現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。（特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。）

提出期限：8月1日(水)～31日(金)（土、日曜日を除く）
8:30～17:15まで ※8月4日(土)は8:30～正午まで
☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 165

02 教育訓練給付金

指定教育講座受講者に、経費の20%を支給します。（4千円以下でないこと。10万円が上限）

☎ 西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

04 母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を貸し付けする制度です。

☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 165
☎ 西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

06 高等技能訓練促進費

資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、訓練促進費を支給します。※講座等の申し込みを行う前に相談してください。

☎ 西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

08 JR 定期乗車券の割引制度

児童扶養手当受給者はJR通勤用定期乗車券が3割引で購入できます。

☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 165

03 ファミリーサポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母及び養育者を対象に、利用料金の半額を助成します。（月15,000円が上限）

☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 165

05 ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭、父子家庭、親のいない子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭の皆さんの医療費（保険診療分）の一部を助成する制度です。（所得制限有）

☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 165

07 母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者に、ハローワーク等と連携を図り自立・就業に結びつけるための支援を実施します。※父子家庭も対象

☎ 西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

09 こども家庭なんでも相談

家庭の問題や子育ての悩みなど、一人で悩まずにご相談ください。専門の相談員と一緒に解決方法を考えます。☎ 子育て支援課 ☎ 258-0055（直通）



第17回 ～木ノ宮地蔵堂～

木ノ宮地蔵堂は、別名武蔵野地蔵堂とも呼ばれます。古くから安産・子授けに御利益のある「富の地蔵さま」として知られ、四月と八月の二三・三四日に行われる縁日は、多くの参詣者で賑わいます。

元禄八年（一六九五）に記された「武蔵野地蔵尊由来書」には、延暦二四年（八〇五）坂上田村麻呂が北国征伐の途中、武蔵野で天変に遭遇した時に地蔵菩薩が現れ、災難から逃れるとともに加護を受けて賊を平定し無事帰国した。お札の堂宇の建設地を探していたところ、地中より光を放つ塚があったので、そこに堂宇を建立したが、次第に廃れてしまった。鎌倉時代になり、二階堂隠岐入道が羽国に流されたが、頼家が將軍となった機会に許しを請うため鎌倉へ向かう途中、武蔵野で道に迷い難儀しているところへ木ノ宮地蔵の使いで愛宕権現が現れ、二階堂の武運を開き地蔵丸という太刀を授けたため、帰参が叶い領地拝領となった。そのお札に建仁三年（一一〇三）七間の堂宇と仁王門を再建したが、この堂宇も寛永一十九年（一六三四）に焼失し、縁起も不明となった。その後、八〇余歳の老僧が持つ縁起に尋ね合ったが、解説不能であつ



（写真）草木画が描かれた地蔵堂の天井

た。しかし、老僧が由来をはっきり語ってくれたのでこれを記した。とあります。奥之院石地蔵に「再奉木宮地蔵大権現 寛永十九年」と刻まれていることから、鎌倉時代以前の由緒の真偽は不明ですが、江戸時代初期には既に木ノ宮地蔵が存在したことが窺われます。

その後、三富開拓が一段落した元禄一三年（一七〇〇）に粗末な小屋掛けのようなお堂が建立されましたが、破損がひどくなり明和六年（一七六九）に六間×七間の堂宇への改築を川越藩に願いました。苦勞のすえ安永六年（一七七七）に完成させたのが、内陣の格天井に一〇七枚の草木画が描かれた現在の地蔵堂で、町内に残る最古の建造物です。